　　　　　　　　　　　　　　　　消防計画「共同住宅用」

（目的）

第１条　この計画は消防法第８条第１項の規定に基づき、

における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は、　　　　　　　　に勤務、又は出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限及び業務）

第３条　防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行う。

（１）消防計画の作成、検討及び変更

（２）自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底

（３）建築物、火気使用施設、危険物施設等の点検実施及び監督

（４）火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督

（５）消防用設備等の点検整備の実施及び監督

（６）火災発生時に必要な訓練教育の実施

（７）収容人員の適正管理

（８）管理権原者に対する助言及び報告

（９）その他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告、連絡）

第４条　防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

（１）消防計画の提出（改正の場合はその都度）

（２）消防用設備等の点検結果の報告

（３）防火指導、教育訓練指導の要請

（４）その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

（火災予防上の遵守事項）

第５条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。

（２）火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。

（３）灰皿、吸い殻の後始末を完全にする。

（４）避難口、廊下、階段、通路その他避難のために使用する施設には、避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。

（５）消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

（６）火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（７）喫煙は、指定した場所で行う。

（８）建物の周囲に、燃えやすいものを置かない。

（建物等の自主点検）

第６条　防火管理者は、建物、火気使用設備器具、電気設備等について、別添の防火自主検査チェック表に基づき、　　　　　ごとに行う。

（消防用設備等の点検）

第７条　防火管理者は、消防用設備等の機能を維持管理するため、消防庁告示で示す点検表に基づき、次により点検を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 点　検　実　施　月　日 | | |
| 機　器　点　検 | | 総合点検 |
| 消火器 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 誘導灯・誘導標識 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 自動火災報知設備 | 月　　　　　日 | | 月　　日 |
|  | 月　　　　　日 | | 月　　日 |

（点検結果の記録及び報告）

第８条　防火管理者は、点検検査の結果をその都度防火管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、３年に１回消防長に報告する。

（不備欠陥等の整備）

第９条　防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときは、管理権原者に報告し、改修を図る。

（自衛消防組織）

第１０条　火災を発生させた者、火災を発見した者及びその他の居住者は、協力して次に掲げる初期の活動を行わなければならない。

（１） 消防機関への通報及び防火管理者、その他の関係者（居住者を含む。）へ連絡する。

（２）消火器等を活用して初期消火を行う。

（３）居住者の避難誘導を行い、逃げ遅れの確認を行う。

（地震対策）

第１１条　防火管理者は、第６条に定める検査に合わせ、地震による災害を未然に防止するため次の措置を講じるものとする。

（１）建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

（２）火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況検査

（３）危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止

２　防火管理者は、地震時において火気使用設備を停止させ、及びその安全確認を行った後、再び使用する。

（警戒宣言発令時の対応策）

第１２条　大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合は次によるものとする。

（１）警戒宣言の発令を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告するとともに、指示を受け店内の従業員及び顧客にその事実を知らせるものとする。

（２）従業員は、警戒宣言の発令を知ったときは、出火防止措置及び水のくみ置き等の応急対策を行う。

（教育訓練）

第１３条　防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、通報要領、避難経路等の周知徹底を行わなければならない。

２　居住者は町内会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。

(防火管理業務の一部委託について)**【該当・非該当】**○をつける

第１４条　防火管理業務の一部を警備会社等に委託する。委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、下表（防火管理業務の一部委託）のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受託者の氏名  及び住所等  法人にあっては  名称及び主たる  事務所の所在地 | | | 氏名（名称） |  | | | | |
| 住所（所在地） |  | | | | |
| 電話番号 |  | | | | |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視）  □　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　）  □　周囲の可燃物の整理  □その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 方法 | 常駐場所 |  | | 常駐人員 | |  |
| 委託する時間帯 |  | | | | |
| 巡回方式 | 範囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視）  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　）  □その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 方法 | 巡回回数 |  | | 巡回人員 | |  |
| 委託する時間帯 |  | | | | |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　）  □その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 方法 | 現場確認要員の  待機場所 |  | 到着所要時間 | | 分 | |
| 委託する時間帯 |  | | | | |

附　則

この消防計画は、　　　年　　月　　日から施行する

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **防火自主検査チェック表【日常の検査】** | | | | | 年 | | | | | 検査実施者 | | | | 防火管理者　確認 | | |
|  | | | |  | | |
| 月 | | １ | ２ | ３ | | ４ | ５ | ６ | ７ | | ８ | ９ | １０ | | １１ | １２ |
| チェック項目 | 避難口や階段に、物品が放置されてないか |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |
| 消防用設備等の前に物品が放置されていないか |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |
| 廊下や通路の幅員は確保されているか |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |
| 電気器具の機器や配線に損傷はないか |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |
| たばこは水で消火され、吸い殻が溜まっていないか |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |
| 建物周囲に、可燃物が放置されていないか  (放火対策) |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |

【記入例】　良好･･･〇　不備欠陥･･･△　改善･･･△→▲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 　分 | | チェック項目 | 判定 |
| 建 築 物 | 構造・外壁  ・避難口 | 壁や柱に欠損・ひび割れ等はないか |  |
| 外壁のタイルや看板等に落下のおそれはないか |  |
| 避難口の扉は、容易に開閉でき歪みはないか |  |
| 消　火　設　備 | 消火器 | 適正な位置（歩行距離20m以内）に配置されているか |  |
| 変形、破損等の異常はないか |  |
| 標識は脱落していないか |  |
| 警  報設備 | 自動火災報知　設備 | 壁や間仕切り変更により、感知器が無い部分はないか |  |
| 発信機の前に障害物はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に視認できるか |  |
| 受信機の電源確認灯は正常に点灯しているか |  |
| 非常警報設備 (非常放送設備) | 異常を知らせるランプは点灯していないか |  |
| 警戒区域図はあるか |  |
| ベル・放送の音量が小さすぎないか |  |
| 電源確認灯は正常に点灯しているか |  |
| 避難設備 | 避難器具 | 操作場所、降下場所の周囲、降下途中に障害物はないか |  |
| 避難器具までの通路や窓に障害物はないか |  |
| 誘導灯 誘導標識 | 標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか |  |
| 照明器具・装飾品等で見にくくなっていないか |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | チェック項目 | 判定 |
| そ  の　　他 | 危険物 | 施設は適正に維持管理されているか |  |
| 許可（届出）された品名、数量が守られているか |  |
| 係員以外の者がみだりに出入りしていないか |  |
| みだりに火気が使用されていないか |  |
| 火気管理 | ガスホース、電気コード等に異常はないか |  |
| 電気設備等は定期的に点検しているか |  |
| 浴場、乾燥場のボイラー等の火気、燃料等の管理及び処理はよいか |  |
| 厨房の火気使用設備等に不具合は生じていないか |  |
| 食用油等（使用後の油も含め）は、屋外に放置されたりしていないか |  |

**防火自主検査チェック表【定期の検査】**検査実施日　　 年 　月 　日　　　検査実施者

【記入例】　良好･･･〇　不備欠陥･･･△　改善･･･△→▲

※定期点検は、半年に１回以上実施しましょう。

　※消防用設備等の点検時に併せて行うとよいでしょう。